

下水道用請負工事工事費積算基準を適用するにあたり留意する事項

R05.09.05 下水道事務所

機械	1	<p>①機器費は、部品費に加え、工場での施工費を含む。</p> <p>②機器費に計上する主要なものは、積算基準の運用の別表1による。</p> <p>③機器重量を明記する。（撤去・再設置を行う機器全体の重量）</p> <p>④各機器単位で直接工事費の見積を作成する。</p>
	2	輸送費は、県外工場へ搬送、搬入の際に計上する。
	3	<p>①直接材料費に計上する主要なものは、積算基準の運用の別表2による。</p> <p>②下水道用設計標準歩掛表を用いて労務費を積算する場合は、一般労務費に計上する。</p> <p>③下水道用設計標準歩掛表で労務費を積算できない場合は、材料費を含む労務費を複合工費に計上する。</p>
	4	<p>①労務費は、機器重量から下水道用設計標準歩掛表を用いて積算。</p> <p>②メーカー技術員の労務費も下水道用設計標準歩掛表を用いて積算する。（旅費・宿泊費は除く）</p> <p>③メーカー技術員にかかる旅費・宿泊費は、現場管理費の率計算に含まれる。</p>
	5	発生材処分費は、共通仮設費積上分(準備費)に計上する。
	6	設計技術費はゼロとする。（材質や仕様の変更を伴わない場合）

電気	1	<p>①機器費は、部品費に加え、工場での施工費を含む。</p> <p>②機器費に計上する主要なものは、積算基準の運用の別表1による。</p>
	2	直接材料費に計上する主要なものは、積算基準の運用の別表2による。
	3	<p>①メーカー技術員にかかる費用は、技術労務費に計上する。（旅費・宿泊費は除く）</p> <p>②メーカー技術員にかかる旅費・宿泊費は、現場管理費の率計算に含まれる。</p>
	4	材料費、機械経費、労務費を一括した場合の工費は、複合工費に計上する。
	5	発生材処分費は、共通仮設費積上分(準備費)に計上する。
	6	設計技術費はゼロとする。（材質や仕様の変更を伴わない場合）